

就職活動の不安につけ込むトラブル！！

Q 大学生だが、6日前にSNSで「就職に役立つセミナーを無料で受講！」との広告を見て申し込みをした。オンラインでセミナーを受講後、電話で「必ず就職できるようサポートする」と熱心に契約を勧められた。高いと思い躊躇していると「有名企業に勤めることができればすぐに返済できる」と言われ契約し、頭金の2万円を指定された銀行口座に振り込んだ。しかし、無理な契約だと気づき、解約を申し出たが「すでにサービスを提供している。通信販売のため解約はできない」と言われた。

(20歳代・男性)

A 就職活動中の学生の不安につけ込み、高額なセミナーやビジネススクール等を契約させるトラブルがあります。実際には、就活に役立つサービスが受けられなかったり、人を紹介するように言われたりするケースもあるようです。個人情報伝える時は、利用目的をよく確認する事。必要がないと思う契約は、勇気を持ってハッキリと断りましょう。また、安易にクレジットカードでの高額決済や借金はしないようにしましょう。契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる可能性があります。不安に思ったり、トラブルになった場合はひとりで悩まず、消費生活センターにご相談ください。

消費生活の
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきっとプラザ 2階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）